

府政防第81号  
平成31年1月30日

各都道府県知事 宛  
各指定都市市長 宛

内閣府政策統括官（防災担当）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提案がなされたことから、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸付けを実施できるよう、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号。以下「第8次地方分権一括法」という。）による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（以下改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）を「法」という。）が昨年6月27日に公布されたところである。

また、災害援護資金については、平成30年地方分権改革に関する提案募集において、月賦払による提案等もあったことに加え、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合にあっても貸付けが認められたこと等を踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号。以下「改正令」という。）（以下改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）を「令」という。）が本日公布されたところである。

これらの改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、都道府県にあっては、管内市町村に対し周知を図っていただき、その運用に当たってよろしく御配慮願いたい。

## 記

### 第1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」関係

#### 1 法第10条(災害援護資金の貸付け)関係

法第10条第4項において貸付利率を規定しているが、据置期間経過期間後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で条例で定める率とするものである。

条例で定める率についての考え方であるが、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率（保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセント）や、他の福祉制度における貸付金の利率（例えば、母子父子寡婦福祉資金貸付金等）を参考にすることも考えられる。加えて、貸付利率の設定に当たっては、年3パーセント以内であることを条例に明記した上であれば、「規則で定める率」等として、別途定めることとすることも可能である。

なお、条例で定める率である貸付利率は災害援護資金の事務費に充てられることに鑑み、市町村において十分慎重に検討されるべきことに留意すること。

また、条例及び条例施行規則の規定例については別紙のとおりである。参考にされたい。

#### 2 施行期日及び経過措置関係

第8次地方分権一括法附則第1条第4号により、施行期日は平成31年4月1日とされている。

なお、第8次地方分権一括法附則第2条に経過措置が定められており、改正される法第10条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によることとされている。

これは、同一災害に起因する災害援護資金の貸付条件の平等性を図るためのものである。

### 第2 「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」関係

#### 1 令第7条(災害援護資金の限度額及び償還方法)関係

令第7条第3項において、災害援護資金の償還方法を規定しているが、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加するものである。

令第7条第4項において、年賦償還、半年賦償還は元利均等償還によることを原則とされているが、月賦償還も元利均等償還によることを原則とするものであることを規定したものである。

なお、この点については、経過措置が特段定められていないことから、既に市町村が貸し付けた災害援護資金についても適用することができることに留意すること。

## 2 改正前の第8条（保証人）関係

改正前の第8条（保証人）については削除することとした。これは、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例で定めることが適切であることから、削除したものである。

なお、改正令附則第2項に経過措置が定められており、改正令の施行の日（平成31年4月1日）前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の第8条（保証人）の規定は、なおその効力を有するとされている。これにより、平成31年4月1日以前に生じた災害に関する災害援護資金については、東日本大震災時の特例措置を除き、なお保証人が必須であることを明確にしたものである。

また、保証人を附すかどうかについての考え方であるが、保証人を附さないとした場合、貸倒れの危険性が高まり、債権回収が困難になる場合もあり得ることが想定される場所である。この場合、法第11条及び法第12条の規定により、借受人（又はその保証人）が全額を償還したか否かに関わらず、①指定都市を除く市町村にあっては都道府県に対して、②都道府県又は指定都市にあっては国に対して、それぞれ償還期限到来時に貸付金の残額の全てにつき償還を完了するとされていることを踏まえ、保証人の要否は慎重に判断されたい。なお、東日本大震災の特例（保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は有利子）を参考にすることも考えられる。

条例及び条例施行規則の規定例については別紙のとおりである。参考にされたい。

## 3 令第8条（一時償還）関係

改正前の第8条（保証人）の規定が削除されたことに伴い、条番号を整理したものである。

## 4 令第9条（違約金）関係

違約金を延滞元利金額につき年10.75パーセントの割合で徴収することとされているが、市中金利の動向等を踏まえ、年5パーセントの割合で徴収するものとする。

なお、改正法附則第3項に経過措置が定められており、令第9条の年5パーセントの割合は、施行日（平成31年4月1日）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例（年10.75パーセントの割合）が適用されるものである。

- 5 令第10条（償還金の支払猶予）関係  
改正前の第8条（保証人）の規定が削除されたことに伴い、条番号を整理したものである。
- 6 令第11条（法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合）関係  
改正前の第8条（保証人）の規定が削除されたことに伴い、条番号を整理したものである。また、保証人の規定ぶりを整理したものである。
- 7 令第12条（都道府県の貸付金の償還期間）、令第13条関係（国の貸付金の償還期間）、令第14条関係（法第14条の規定による償還金の償還方法）、令附則第2項関係及び第3項関係  
改正前の第8条（保証人）の規定が削除されたことに伴い、条番号を整理したものである。
- 8 改正令附則第4項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）関係  
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）において、令の条文番号を引用しており、改正前の第8条（保証人）の規定が削除されたことに伴い、条番号及び適用関係を整理したものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(例)

[1. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を不要とする場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 年条例第 号)の一部を次のように改正する。

第 条中「3パーセント」を「〇パーセント」に改める。

第 条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 条及び第 条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

[2. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を必須とする場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 年条例第 号)の一部を次のように改正する。

第 条の見出し中「利率」の下に「及び保証人」を加え、同条第1項中「3パーセント」を「〇パーセント」に改め、同条に次の2項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第 条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 条及び第 条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

### [3. 貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第 条の見出し中「利率」の上に「保証人及び」を加え、同条中「災害援護資金は」の下に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「〇パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第 条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 条及び第 条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

※ 保証人を立てない場合の貸付利率を有利子とすることも可。

(別紙2)

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(例)

[1. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を不要とする場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 年規則第 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号を削る。

第9条中「保証人の連署した」及び「及び保証人」を削る。

第17条中「又は保証人」を削る。

別紙様式第2号、別紙様式第3号、別紙様式第5号、別紙様式第7号、別紙様式第10号、別紙様式第13号及び別紙様式第16号を次のように改める。

別紙様式第2号 (略)  
別紙様式第3号 (略)  
別紙様式第5号 (略)  
別紙様式第7号 (略)  
別紙様式第10号 (略)  
別紙様式第13号 (略)  
別紙様式第16号 (略)

別紙様式第14号及び別紙様式第15号中「10.75%」を「5%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

[2. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を必須とする場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 年規則第 号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第2号中「1 年賦 2 半年賦」を「1 年賦 2 半年賦 3 月賦」に改める。

別紙様式第3号中「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「3パーセント」を「〇パーセント」に改める。

別紙様式第5号中「3パーセント」を「〇パーセント」に、「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改める。

別紙様式第7号中「1 年賦 2 半年賦」を「1 年賦 2 半年賦 3 月賦」に改める。

別紙様式第13号中「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に改める。

別紙様式第14号及び別紙様式第15号中「10.75%」を「5%」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### [3. 貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「保証人」の上に「保証人を立てる場合は、」を加える。

第9条中「保証人の連署した借用書」を「借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）」に、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」に改める。

別紙様式第2号中「1 年賦 2 半年賦」を「1 年賦 2 半年賦 3 月賦」に改める。

別紙様式第3号中「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「3パーセント」を「〇パーセント」に改める。

別紙様式第5号中「3パーセント」を「〇パーセント」に、「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改める。

別紙様式第7号中「1 年賦 2 半年賦」を「1 年賦 2 半年賦 3 月賦」に改める。



別紙様式第13号中「年賦・半年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に改める。

別紙様式第14号及び別紙様式第15号中「10.75%」を「5%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

○ 災害弔慰金の支給等に関する条例準則 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>[1. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を不要とする場合]</p> <p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年〇パーセントとする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還〔、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>〕とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還〔<u>又は、半年賦償還</u>〕とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>
<p>[2. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を必須とする場合]</p> <p>(利率及び保証人) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年〇パーセントとする。 <u>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u> <u>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を</u></p>	<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p>

包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

[3. 貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する場合]

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年〇パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

※ 保証人を立てない場合の貸付利率を有利子とすることも可。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔又は、半年賦償還〕とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔又は、半年賦償還〕とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸

<p>付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>
--	---

○ 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則準則 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>[1. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を不要とする場合]</p> <p>(借入れの申込)</p> <p>第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法 <u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 前各号に掲げるもののほか、市〔区・町・村〕長が必要と認める事項</u></p> <p>2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書</p> <p>(2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書</p> <p>(3) その他市〔区・町・村〕長が必要と認めた書類</p> <p>3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。</p>	<p>(借入れの申込)</p> <p>第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法</p> <p><u>(3) 保証人となるべき者に関する事項</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、市〔区・町・村〕長が必要と認める事項</u></p> <p>2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書</p> <p>(2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書</p> <p>(3) その他市〔区・町・村〕長が必要と認めた書類</p> <p>3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。</p>

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市〔区・町・村〕長に氏名等変更届(別紙様式第16号)に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族が代わってその旨を届け出るものとする。

## [2. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を必須とする場合]

※ 改正不要

## [3. 貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する場合]

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市〔区・町・村〕長に氏名等変更届(別紙様式第16号)に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 保証人となるべき者に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、市〔区・町・村〕長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市〔区・町・村〕長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市〔区・町・村〕長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市〔区・町・村〕長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市〔区・町・村〕長に提出しなければならない。





ついで	と収入		支出合計		円		(注) 点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする 場合は削除するものとする。		
	収入合計	円	支出合計	円	(1) 自家	(2) 借家		(3) 借間	(4) 同居
資産	土地	(1) 住宅 (3) 山林	(2) 田畑	状況	年	月	日	より	受給 (生住教医)
	建物	(1) 自宅	(2) その他	生活保護	年	月	日	より	受給 (生住教医)
状況	負債	(内容)		(金額)		円			
氏名	名	男	女	明治	年	月	日生	( 歳)	
	住所	本籍地	地	大正	年	月	日生	( 歳)	
職業	業	月収	円	申込者との関係	家	族	数	人	
	土地	(1) 住宅 (3) 山林	(2) 田畑	勤務先	名	所	在	地	
資産	建物	(1) 自宅	(2) その他	所在地	電話	局	番	番	
	この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況								(有・無)
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無								(有・無)	
資金の用途	資金の使い方総額	円	資金の内訳	合計		円			
	に	円	災害援護資金で	円		円			
被災時の具体的状況	に	円	手持資金で	円		円			
	に	円	その他 ( ) で	円		円			
住居の被害	被	負	傷	全	治	カ			
	住居の被害 (1) 全壊	(2) 半壊							





別紙様式第3号（規則第8条第1項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

災害援護資金貸付決定通知書

平成 年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

利 子 年~~3~~パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 平成 年 月 日

2 場 所

3 ご持参なさるもの


- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

（注）点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

別紙様式第4号（規則第8条第2項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 

殿

災害援護資金貸付不承認決定通知書

平成 年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

別紙様式第5号（規則第9条関係）

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利子 年 ~~3~~ パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記の通り借用いたします。

については、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

平成 年 月 日

住 所

借受人氏名 ⑩

住 所

保証人氏名 ⑩

（注）点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

別紙様式第6号（規則第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

平成 年 月 日

借受人 住 所

氏 名

㊞

市〔区・町・村〕長 殿

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

別紙様式第7号（規則第13条第1項関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

平成 年 月 日

借受人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

市〔区・町・村〕長 殿

申請の理由 (具体的に)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">                 (注) 点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする                  場合は削除するものとする。             </div>			
貸付の条件	借入 金額	円	貸付 番号	
	据置 期間	1 3年	希望猶 予期間 等	ただし  平成 年 月 日 第 回償還以降
		2 5年		
	償還 方法	1 年賦	変更後 の償還 期間	平成 年 月 日から  平成 年 月 日まで
2 半年賦 <u>3 月賦</u>				
償還 期間	平成 年 月 日から  平成 年 月 日まで			
支払猶予期  間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			



別紙様式第 8 号（規則第 13 条第 2 項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

平成 年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から カ月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

別紙様式第9号（規則第13条第3項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

支払猶予不承認通知書

平成 年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、  
次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致  
します。

（不承認の理由）

別紙様式第 10 号（規則第 14 条第 1 項関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

平成 年 月 日

借受人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

市〔区・町・村〕長 殿

記

貸付番号						
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内 容	回数	期別	元金	利子	申請日までの 違約金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;">（注）点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。</div>						

別紙様式第 11 号（規則第 14 条第 2 項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

違約金支払免除承認通知書

平成 年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、  
下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

平成 年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子  
円に係る平成 年 月 日における違約金 円の支払いを免除致します。

別紙様式第 12 号（規則第 14 条第 3 項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

違約金支払免除不承認通知書

平成 年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、  
次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの平成 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計  
円）に係る違約金は平成 年 月 日現在 円となっております。  
ですので至急償還を願います。

別紙様式第 13 号（規則第 15 条第 1 項関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	平成 年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	償還期限	平成 年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の全部一部で）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			明治 大正 昭和 平成	年 月 日生
	氏名			男・女	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借相続人又はその	フリガナ			明治 大正 昭和 平成	年 月 日生
	氏名			男・女	
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			明治 大正 昭和 平成	年 月 日生
	氏名			男・女	
	現住所			借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地	
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>免除申請者 ⑩</p> <p>市〔区・町・村〕長 殿</p>					

（注）点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。

別紙様式第 14 号（規則第 15 条第 3 項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

災害援護資金償還免除承認通知書

平成 年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.755%の率で違約金がさらに加算されます。

別紙様式第 15 号（規則第 15 条第 4 項関係）

第 号

平成 年 月 日

市〔区・町・村〕長 印

殿

災害援護資金償還免除不承認通知書

平成 年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 ~~10.75~~ 5 %の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円



別紙様式第 16 号（規則第 17 条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他		(変更の内容) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     (注) 点線内は貸付けに当たり保証人を不要とする場合は削除するものとする。                 </div>		
災害援護資金の借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたので お届けいたします。 平成 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 <span style="float: right;">⑩</span> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     連帯保証人                      住 所                      氏 名 <span style="float: right;">⑩</span> </div> 市〔区・町・村〕長 殿				

### 本号で公布された 法令のあらまし

◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一六号)(内閣府本府)

1 災害援護資金の償還方法に、月賦償還の方法を追加することとし、災害援護資金の月賦償還は元利均等償還の方法によることを原則とすることとした。(第七七条関係)

2 災害援護資金の貸付けについて被災者が保証人を立てることを要しないこととした。(旧第八九条関係)

3 災害援護資金の償還に係る違約金の延滞利率を年五パーセントに引き下げることにした。(第九九条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 施行期日等

(一) この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第二項及び第三項関係)

(二) 関係政令について所要の改正を行うこととした。(附則第四項関係)

(三) この政令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(政令第一七号)(内閣府本府)

1 平成三十年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成三十一年一月三十一日まで延長することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇文化財保護法施行令等の一部を改正する政令(政令第一八号)(文部科学省)

一 文化財保護法施行令の一部改正関係

1 都道府県又は市町村の教育委員会が行う文化財保護法の規定による事務について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を

管理し、及び執行することとされた地方公共団体である町村にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長が行うこととした。(第四九条及び第五〇条関係)

2 認定市町村の教育委員会が行うこととする

ことができる事務として、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く)の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)に係る許可及びその取消し並びに停止命令等の事務の全部又は一部を規定することとした。(第六条第一項関係)

3 認定市町村である町村の教育委員会が行うこととする事務として、1に規定するもののほか、二年以内の期限を限って設置される小規模仮設建築物の新設、増築又は改築等の現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令等の事務の全部又は一部を規定することとした。(第六条第二項関係)

4 文化庁長官は、1及び2の事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにし、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(その事務の全部又は一部を行っているものに限る)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならないこととした。(第六条第三項関係)

5 文化庁長官は、1及び2の事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならないこととした。(第六条第五項関係)

6 1及び2により認定市町村が処理することとされた事務の一部を地方自治法第二九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。(第八八条関係)

二 地価税法施行令の一部改正関係

都道府県の教育委員会が行う地方文化財保護審議会への諮問について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行

することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事が行うこととした。(第一七条第三項関係)

三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正関係

認定町村の教育委員会が行うこととする

ことができる文化財保護法の規定による事務について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとした。(第六条第一項関係)

四 施行期日

この政令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇電波法施行令の一部を改正する政令(政令第一九号)(総務省)

1 電波法施行令(平成一三年政令第二四五号)の一部を改正し、第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大することとした。(第三条第一項関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十六号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項及び第四項中「又は半年賦償還」を「半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第八條を削る。

第九條中「第七條第二項」を「前條第二項」に改め、同条を第八條とする。

第十條中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改め、同条を第九條とし、第十一條を第十條とする。

第十二條中「保証人」を「災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人」に改め、同条を第十一條とし、第十三條を第十二條とし、第十四條を第十三條とし、第十五條を第十四條とする。

附則第二項及び第三項第二号中「が第十一條第一項」を「が第十條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十條」とあるのは、「第九條」とする。

管理し、及び執行することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事が行うこととした。(第四九条及び第五〇条関係)

2 認定市町村の教育委員会が行うこととする

ことができる事務として、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く)の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)に係る許可及びその取消し並びに停止命令等の事務の全部又は一部を規定することとした。(第六条第一項関係)

3 認定市町村である町村の教育委員会が行うこととする事務として、1に規定するもののほか、二年以内の期限を限って設置される小規模仮設建築物の新設、増築又は改築等の現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令等の事務の全部又は一部を規定することとした。(第六条第二項関係)

4 文化庁長官は、1及び2の事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにし、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(その事務の全部又は一部を行っているものに限る)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならないこととした。(第六条第三項関係)

5 文化庁長官は、1及び2の事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならないこととした。(第六条第五項関係)

6 1及び2により認定市町村が処理することとされた事務の一部を地方自治法第二九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。(第八八条関係)

二 地価税法施行令の一部改正関係

都道府県の教育委員会が行う地方文化財保護審議会への諮問について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行

することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事が行うこととした。(第一七条第三項関係)

三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正関係

認定町村の教育委員会が行うこととする

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十六号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項及び第四項中「又は半年賦償還」を「半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第八條を削る。

第九條中「第七條第二項」を「前條第二項」に改め、同条を第八條とする。

第十條中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改め、同条を第九條とし、第十一條を第十條とする。

第十二條中「保証人」を「災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人」に改め、同条を第十一條とし、第十三條を第十二條とし、第十四條を第十三條とし、第十五條を第十四條とする。

附則第二項及び第三項第二号中「が第十一條第一項」を「が第十條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、この政令による改正前の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第十條」とあるのは、「第九條」とする。

管理し、及び執行することとされた地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事が行うこととした。(第四九条及び第五〇条関係)

2 認定市町村の教育委員会が行うこととする

ことができる文化財保護法の規定による事務について、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとした。(第六条第一項関係)

四 施行期日

この政令は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇電波法施行令の一部を改正する政令(政令第一九号)(総務省)

1 電波法施行令(平成一三年政令第二四五号)の一部を改正し、第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大することとした。(第三条第一項関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

3 この政令による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第九條の規定は、同條の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)

4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第四項中「第十條の」を「第九條の」に改め、同條第五項中「第十一條第一項を」を「第十條第一項」に改め、同條第七項中「第十三條」を「第十二條」に、「第十四條」を「第十三條」に改め、同條第八項を削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十七号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(昭和三十七年法律第五十号)第十二條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成三十年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年一月三十一日」を「平成三十二年一月三十一日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣 麻生 太郎  
経済産業大臣 世耕 弘成

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年一月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十二号)の施行に伴い、並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十四條第一項及び第八十四條の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(文化財保護法施行令の一部改正)

第一条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「教育委員会」の下に「法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村を加え、あつては」を「あつては当該」に、「とし」を「とする」に、単に「教育委員会」というを「同じ」に改め、同條第三項中「教育委員会を」市町村の教育委員会に改め、基準(二)の下に、特定地方公共団体でないを加え、同項第七号中「地籍」を「地籍」に改め、同條第五項及び第六項中「あらかじめ」の下に「市町村の」を加える。

第五條第一項中「教育委員会」の下に「当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。」を加え、同條第二項中「が」を「当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長」に改め、同條第三項中「が」を「当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。以下同じ。」に改める。

七條において同じ。)が」に改め、同項第一号中「第四十三條」を「第四十三條第一項、第三項及び第四項」に改め、同條第四項各号列記以外の部分中「管理団体(以下この条の下に、及び次條第二項第一号イ、を「計画」の下に、及び次條第二項第一号イ及びハ)を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に、「同号又」を「第一号又」に、「が行う」を「(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行う」に改め、同項第一号中「第二百五條」を「第二百五條第一項並びに同條第三項において準用する法第四十三條第三項及び第四項に改め、同号イ中「町村の区域」の下に「次條第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同條第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に改める。

第七條中「事務は」を「事務並びに第六條第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同條の規定により認定市町村が処理することとされているもの」に改め、同條を第八條とし、第六條を第七條とする。

第五條の次に次の一条を加える。  
(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六條 法第八十四條の二第一項の規定により認定市町村(法第八十三條の三第五項の規定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八條において同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。)が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前條第三項第一号及び第三号に掲げる事務(当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

2 法第八十四條の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五條第一項並びに同條第三項において準用する法第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 前條第四項第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。))内において行われる場合に限り、同項第一号イからイまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)

ロ 前條第四項第一号又に掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限り、)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。))における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

二 法第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)